

# 出雲市再犯防止推進計画

令和4年度（2022）～令和9年度（2027）

令和4年（2022）3月

出 雲 市

## 目 次

1. 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
(4) 再犯防止施策の対象者	
2. 計画の基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 基本方針	
(2) 重点課題	
(3) 成果指標と参考指標	
3. 今後取り組んでいく施策・・・・・・・・・・・・・・・・	3
①就労の確保等のための取組	
②住居の確保等のための取組	
③保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	
4. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5. 資料・・・・・・・・	7
(1) 策定経過	
(2) 出雲市再犯防止推進計画策定委員会	
(3) 出雲地区における更生保護関係団体等の状況	
(4) 出雲市内の児童生徒の問題行動等の状況	
(5) 出雲市における検挙人の状況	
(6) 再犯の防止等の推進に関する法律	

## 1. 計画の基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもある（第 4 条）ことが明記されるとともに、市町村に対しても地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定する努力義務が課されました。（第 8 条第 1 項）

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。しかし、こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

とりわけ地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援にあたっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要であることから、本市における再犯防止施策を推進するため、出雲市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

### (3) 計画の期間

本計画は、令和 4 年度を初年度とし、「第 4 次出雲市地域福祉計画」の終期に合わせて令和 9 年度までの 6 年間とします。

### (4) 再犯防止施策の対象者

対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者で、本市において、就労・住居の確保や保健医療福祉サービス、修学の支援が必要な者とします。

## 2. 計画の基本方針等

### (1) 基本方針

本計画は、島根県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）に沿って策定するものとし、県計画の基本方針に準じて、以下の 3 つを本計画の基本方針とします。

#### ①地域における支援

誰もが基礎的な生活基盤を獲得、保持し、必要な福祉サービス等を利用することができ、地域の一員として暮らすことのできるよう、犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による支援を実施します。

## ②支援者間の連携、協働

就労、住居、福祉等の支援については、実施主体が多岐にわたるため、更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

## ③民間協力者の理解、支援活動の促進

再犯防止の取組や活動を広報する等により、更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

## (2) 重点課題

県計画の重点課題及び上記の基本方針を踏まえ、以下の重点課題に取り組みます。

①就労の確保等

②住居の確保等

③保健医療・福祉サービスの利用の促進等

④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等

⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

## (3) 成果指標と参考指標

本計画にかかる施策の目標数値となる成果指標は設けませんが、本市の再犯防止施策の動向を把握するために、県計画の参考指標を踏まえ、次の数値を本計画の参考指標とします。

### ①就労の確保等関係

○協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

基準値・協力雇用主数 31社

・実際に雇用している協力雇用主数 3社

・協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 3人

【保護司会提供データ 令和3年9月1日現在】

### ②民間協力者の活動の促進等

○保護司数及び保護司充足率

基準値 80人 94.1%

【保護司会提供データ 令和3年9月1日現在】

○更生保護女性会員数

基準値 746人(6団体)

○出雲地区BBS会員数

基準値 14人

【松江保護観察所提供データ 令和3年9月1日現在】

※「BBS会」とは、Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、地域に根ざした非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

### 3. 今後取り組んでいく施策

#### ①就労の確保等のための取組

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっていることから、次の施策に取り組めます。

- ◆若者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）等、県・市の若年者向け支援制度により、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談を行います。【産業政策課】
- ◆少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。【市民活動支援課、産業政策課】
- ◆県・市が行う就労支援に関する施策及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。【産業政策課】
- ◆保護観察所と連携し、市内の企業経営者や企業担当者向けのセミナー・シンポジウム、広報誌等において、犯罪をした者等を雇用する協力雇用主制度やその意義について周知することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に協力します。【産業政策課】
- ◆県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受け入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。【産業政策課】
- ◆市が主催するセミナー・説明会・研修等において、協力雇用主や就労支援事業者機構の役割等について紹介します。【産業政策課】
- ◆少年鑑別所（法務少年支援センター）等と連携し、就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行うなど、就労生活の定着に向けて取り組めます。【産業政策課】
- ◆犯罪をした者等を実際に雇用する協力雇用主については、建設工事競争入札参加資格制度において加点します。【管財契約課】
- ◆障がい者就業・生活支援センター「りーふ」や、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。【福祉推進課】
- ◆更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という）に入所する者のうち、福祉サービス等を必要とする者が支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設等との連携を図ります。【福祉推進課】
- ◆地域の安全・安心における更生保護施設等の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。【人権同和政策課】

## ②住居の確保等のための取組

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。しかしながら、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっていることから、次の施策に取り組みます。

- ◆市営住宅への入居は、公募が原則となっており、収入要件等の入居要件を満たせば、公平に入居手続きを行っています。市営住宅への優先入居の促進として、令和2年4月より市営住宅の入居に係る連帯保証人制度を廃止したところであり、引き続き、保護観察者等を含め、住宅の確保に困窮する低所得者への住宅の提供に努めていきます。

### 【建築住宅課】

- ◆島根県居住支援協議会を通じて関係団体と連携をとりながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「セーフティネット住宅」の登録の推進を図るため、賃貸住宅の所有者に「セーフティネット住宅」についての情報提供や、賃貸住宅事業者に登録の働きかけを行っています。【建築住宅課】
- ◆犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。【福祉推進課】

## ③保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっていることから、次の施策に取り組みます。

- ◆保護観察所等と連携しつつ、犯罪をした者等からの相談に応じ、一元的に必要な措置を講ずることが可能な福祉サービスについて提供します。【福祉推進課】
- ◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の会議・研修等で、本計画を周知します。【福祉推進課】
- ◆規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。【健康増進課】

#### ④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

日本では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、平成28年の少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学をしていません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として高等学校を中退する者も多い状況にあることから、次の施策に取り組みます。

- ◆在学中の保護観察対象者の更生に向けて、保護観察所、保護司と学校関係者との緊密な連携への理解、協力をを行います。【児童生徒支援課】
- ◆小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。【児童生徒支援課】
- ◆学校における問題行動の未然防止や発生後の指導・支援の充実をめざし、警察や児童相談所との連携・協力関係の強化を図ります。【児童生徒支援課】
- ◆困難を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。【市民活動支援課】
- ◆子ども・若者支援センターにおいて、非行・犯罪問題の他、家庭や学校のこと等、子ども・若者が抱える様々な問題について、子ども・若者本人や家族等関係者からの相談に応じ、個々の状況に応じて社会体験・就労体験といった体験活動や学習支援を実施することにより、就労や修学への支援に取り組みます。【市民活動支援課】
- ◆BBS会が行う地域の非行防止活動等に協力します。【市民活動支援課】
- ◆非行のある少年等に対してBBS会等が実施する学習支援活動を支援します。【市民活動支援課】

#### ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

日本における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。また、様々な民間団体等による犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われていることから、次の施策に取り組みます。

- ◆ホームページや広報誌において、保護司等更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民に周知します。【市民活動支援課】
- ◆保護司会等の更生保護ボランティア団体からの呼びかけに協力し、活動に協力するボランティアなどの人材の確保を支援します。【市民活動支援課】
- ◆出雲地区保護司候補者検討協議会に、職員・教育関係者、コミュニティセンター長会の代表等が委員として参画し、公正で民主的な運営とともに人材情報の提供等に協力します。【人権同和政策課】
- ◆保護司活動に意欲のある職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として職務に支障のない範囲で、職務専念義務を免除する等活動しやすい環境づくりに配慮します。【人事課】

- ◆出雲地区保護司会の更なる地域貢献に資するため、適宜、協議を行います。【人権同和政策課】
- ◆保護司会等更生保護ボランティアの活動に対して、保護観察対象者等との面接場所としてコミュニティセンターを利用可能とする等、引き続き支援を行います。【自治振興課】
- ◆「社会を明るくする運動」関係行事の円滑な開催・実施に向けて、青少年育成市民会議をはじめ一層幅広い関係機関・団体の参加のもとに継続していきます。【市民活動支援課】
- ◆「社会を明るくする運動」を、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。【市民活動支援課】
- ◆「社会を明るくする運動強調月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における広報について、各種会議や広報誌、ホームページ上で情報発信等により推進します。【市民活動支援課】
- ◆市の職員研修や各種会議の場のほか、定年退職予定者向けのセミナーにおいて、保護司等の更生保護ボランティアの活動について紹介し、市職員の理解促進に協力します。【人事課】
- ◆地域の安全・安心につながるような更生保護施設等の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。【人権同和政策課】
- ◆市の人権施策基本方針に犯罪をした者等の人権に関する記載を盛り込むなど、刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進を図ります。【人権同和政策課】

#### 4. 推進体制

本計画の進行管理及び検証等は、出雲市地域福祉計画推進委員会において行い、本市における再犯防止施策を推進していく。

なお、本計画の見直しの必要が生じたときは、出雲市再犯防止推進計画策定委員会において審議を行う。



## 5. 資料

### (1) 策定経過

平成 28 年 12 月 14 日	再犯防止推進法公布、施行
平成 29 年 12 月 15 日	再犯防止推進計画閣議決定
令和 2 年 2 月 17 日	出雲市における再犯防止推進計画策定に向けての要望書提出 (出雲地区保護司会長、松江保護観察所長)
令和 3 年 6 月	島根県再犯防止推進計画策定
令和 3 年 9 月 28 日	第 1 回出雲市再犯防止推進計画策定委員会
令和 3 年 11 月 15 日	第 2 回出雲市再犯防止推進計画策定委員会
令和 3 年 12 月 10 日	市議会（文教厚生委員会）へ計画案を提示
令和 3 年 12 月 13 日～令和 4 年 1 月 17 日	パブリックコメントを実施（意見なし）
令和 4 年 2 月 9 日	第 3 回出雲市再犯防止推進計画策定委員会
令和 4 年 3 月 10 日	市議会（文教厚生委員会）へ計画策定を報告

### (2) 出雲市再犯防止推進計画策定委員会

委員長	出雲地区保護司会 会長	三島 洪道
副委員長	出雲市民生委員児童委員協議会 会長	飯塚 勉
委員	出雲警察署 生活安全課長	吾郷 利孝
委員	出雲地区 BBS 会 会長	春日 智徳
委員	島根県弁護士会	加藤 智崇
委員	松江保護観察所 保護観察官	上谷 淳子
委員	出雲公共職業安定所 所長	古山 滋樹
委員	出雲地区協力事業主会 会長	福代 明正
委員	島根県社会福祉士会 理事	吉田 太郎
委員	出雲市社会福祉協議会 生活支援課長	渡部 雅人

### (3) 出雲地区における更生保護関係団体等の状況

年度	保護司会	更生保護女性会		BBS 会	協力雇用主会	協力事業主会
		団体数	会員			
H30	81名	6	809名	13名	20名	19名
R元	82名	6	779名	10名	25名	19名
R2	81名	6	773名	10名	30名	20名

「松江保護観察所提供データ」より（各年度 1 月 1 日時点）

※協力雇用主会は国に登録して職安と登録情報を共有するが、協力事業主会は保護司会とのみ情報共有する。両方に登録している事業所もある。

(4) 出雲市内の児童生徒の問題行動等の状況（加害者人数）

区 分 年 度	小学生			中学生		
	H 2 9	H 3 0	R 元	H 2 9	H 3 0	R 元
対教師暴力	11	9	5	2	4	2
生徒間暴力	87	180	11	37	47	6
対人暴力	1	3	0	3	1	1
器物破損	22	33	11	6	4	1
火遊び等	6	12	7	5	6	0
盗み（万引き）	11	29	15	22	8	8
飲酒、喫煙、薬物乱用	0	0	0	3	8	1
家出、深夜徘徊、無断外出	4	2	5	7	8	4
金銭浪費	1	6	11	2	0	2
その他	344	468	443	197	259	214
合計	487	742	508	284	345	239

「出雲市立小・中学校における問題行動等について」より

※「生徒間暴力」については、令和元年度に基準の見直しが行われている。

(5) 出雲市における検挙人の状況

①初犯者・再犯者別

年度	区分		総数		初犯者		再犯者	
				うち女性		うち女性		うち女性
H 2 9	刑法犯	凶悪犯	2	0	1	0	1	0
		粗暴犯	21	4	8	2	13	2
		窃盗犯	150	49	72	30	78	19
		知能犯	23	2	12	1	11	1
		風俗犯	7	0	3	0	4	0
		その他	18	2	10	2	8	0
		覚醒剤取締法犯	4	0	0	0	4	0
		麻薬等取締法犯	0	0	0	0	0	0
		大麻取締法犯	2	0	1	0	1	0
		検挙総数	227	57	107	35	120	22
	H 3 0	刑法犯	凶悪犯	2	0	1	0	1
粗暴犯			19	0	8	0	11	0
窃盗犯			135	36	70	20	65	16
知能犯			24	3	11	1	13	2
風俗犯			6	0	3	0	3	0
その他			5	2	4	2	1	0
		覚醒剤取締法犯	4	0	1	0	3	0
		麻薬等取締法犯	0	0	0	0	0	0
		大麻取締法犯	1	0	1	0	0	0
		検挙総数	196	41	99	23	97	18
R 元	刑法犯	凶悪犯	3	0	1	0	2	0
		粗暴犯	30	0	19	0	11	0
		窃盗犯	137	36	61	22	76	14
		知能犯	9	2	4	1	5	1
		風俗犯	5	0	3	0	2	0
		その他	15	1	6	1	9	15
		覚醒剤取締法犯	4	1	1	1	3	0
		麻薬等取締法犯	0	0	0	0	0	0
		大麻取締法犯	1	0	1	0	0	0
		検挙総数	204	40	96	15	108	15

②犯行時の年齢別

年度	区分		20～29 歳		30～39 歳		40～49 歳	
				うち女性		うち女性		うち女性
H 2 9	刑法犯	凶悪犯	0	0	2	0	0	0
		粗暴犯	2	0	8	2	4	1
		窃盗犯	21	8	20	6	31	7
		知能犯	9	0	5	0	6	2
		風俗犯	2	0	2	0	1	0
		その他	5	2	4	0	5	0
	覚醒剤取締法犯		1	0	0	0	2	0
	麻薬等取締法犯		0	0	0	0	0	0
	大麻取締法犯		1	0	1	0	0	0
	検挙総数		37	10	42	8	49	10
H 3 0	刑法犯	凶悪犯	1	0	0	0	0	0
		粗暴犯	2	0	7	0	2	0
		窃盗犯	16	3	30	6	23	3
		知能犯	6	0	6	0	6	3
		風俗犯	1	0	2	0	0	0
		その他	1	1	2	0	1	0
	覚醒剤取締法犯		0	0	1	0	1	0
	麻薬等取締法犯		0	0	0	0	0	0
	大麻取締法犯		1	0	0	0	0	0
	検挙総数		28	4	48	6	33	6
R 元	刑法犯	凶悪犯	1	0	0	0	1	0
		粗暴犯	9	0	5	0	3	0
		窃盗犯	22	6	21	4	23	4
		知能犯	0	0	5	1	2	1
		風俗犯	1	0	2	0	0	0
		その他	4	1	3	0	3	0
	覚醒剤取締法犯		0	0	1	0	1	0
	麻薬等取締法犯		0	0	0	0	0	0
	大麻取締法犯		0	0	1	0	0	0
	検挙総数		37	7	38	5	33	5

年度	区分		50～59 歳		60～64 歳		65 歳以上	
				うち女性		うち女性		うち女性
H 2 9	刑法犯	凶悪犯	0	0	0	0	0	0
		粗暴犯	4	1	0	0	3	0
		窃盗犯	15	6	11	5	52	17
		知能犯	1	0	1	0	1	0
		風俗犯	0	0	2	0	0	0
		その他	1	0	2	0	1	0
	覚醒剤取締法犯		1	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法犯		0	0	0	0	0	0
	大麻取締法犯		0	0	0	0	0	0
	検挙総数		22	7	16	5	57	17
H 3 0	刑法犯	凶悪犯	0	0	1	0	0	0
		粗暴犯	4	0	1	0	3	0
		窃盗犯	17	2	6	0	43	22
		知能犯	4	0	0	0	2	0
		風俗犯	2	0	0	0	1	0
		その他	0	0	0	0	1	1
	覚醒剤取締法犯		1	0	1	0	0	0
	麻薬等取締法犯		0	0	0	0	0	0
	大麻取締法犯		0	0	0	0	0	0
	検挙総数		28	2	9	0	50	23
R 元	刑法犯	凶悪犯	1	0	0	0	0	0
		粗暴犯	8	0	0	0	5	0
		窃盗犯	14	2	11	0	46	20
		知能犯	1	0	0	0	1	0
		風俗犯	2	0	0	0	0	0
		その他	1	0	2	0	2	0
	覚醒剤取締法犯		1	1	0	0	1	0
	麻薬等取締法犯		0	0	0	0	0	0
	大麻取締法犯		0	0	0	0	0	0
	検挙総数		28	3	13	0	55	20

③犯行時の職業別

年度	区分		有職者		無職				
					学生・生徒等		無職者		
				うち女性		うち女性		うち女性	
H 2 9	刑法犯	凶悪犯	2	0	0	0	0	0	
		粗暴犯	16	2	1	0	4	2	
		窃盗犯	88	22	3	2	59	25	
		知能犯	14	0	1	0	8	2	
		風俗犯	3	0	1	0	3	0	
		その他	12	1	1	0	5	1	
		覚醒剤取締法犯	3	0	0	0	1	0	
		麻薬等取締法犯	0	0	0	0	0	0	
		大麻取締法犯	2	0	0	0	0	0	
		検挙総数	140	25	7	2	80	30	
	H 3 0	刑法犯	凶悪犯	0	0	1	0	1	0
			粗暴犯	16	0	0	0	3	0
窃盗犯			68	10	2	1	65	25	
知能犯			14	1	0	0	10	2	
風俗犯			6	0	0	0	0	0	
その他			2	0	0	0	3	2	
		覚醒剤取締法犯	2	0	0	0	2	0	
		麻薬等取締法犯	0	0	0	0	0	0	
		大麻取締法犯	0	0	0	0	1	0	
		検挙総数	108	11	3	1	85	29	
R 元		刑法犯	凶悪犯	1	0	0	0	2	0
			粗暴犯	20	0	1	0	9	0
	窃盗犯		67	15	0	0	70	21	
	知能犯		5	1	0	0	4	1	
	風俗犯		4	0	0	0	1	0	
	その他		9	1	0	0	6	0	
		覚醒剤取締法犯	2	1	0	0	2	0	
		麻薬等取締法犯	0	0	0	0	0	0	
		大麻取締法犯	1	0	0	0	0	0	
		検挙総数	109	18	1	0	94	22	

(島根県警察本部・広島矯正管区提供)

## (6) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

平成 28 年 12 月 14 日施行

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### (基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### (国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。



6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会

及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする